

森林公園等を活用した誘客促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 森林公園等を活用した誘客促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した観光客や地域の活力回復のため、武田の杜や清里の森（以下「森林公園等」という。）の保健休養機能を活用した誘客の促進を目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助金の交付の対象となる経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、事業実施主体、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第1号の2）及び収支予算書（様式第1号の3）その他必要な書類を添えて、事業着手までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託して実施しようとするときは、実施に関する契約を締結し、知事に届け出ること。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、指示があった場合には、事業の遂行状況を、事業遂行状況報告書(様式任意)により知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和5年1月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第3号)に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第8条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類を審査し、また必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

1 この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助事業	事業実施主体	補助対象経費	補助金の額
武田の杜森林セラピーツアー事業 (注) 昇仙峡エリアを含むツアーであって知事が認定するものに限る。	武田の杜指定管理者（甲府市山宮町片山3371）	補助事業の実施に必要な報酬、報償費（謝金等）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（保険料等）、委託料（ツアー造成費等）、使用料及び賃借料、その他補助事業実施に必要な経費	補助対象経費の10分の10 ただし、上限額1,210,000円
清里の森スタンプラリー事業 (注) スタンプラリー参加施設の利用で得たスタンプと引換えに清里の森で使用可能な割引券を提供する事業であって知事が認定するものに限る。	清里の森管理公社（北杜市高根町清里3545-1）	補助事業の実施に必要な報酬、報償費（謝金等）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（保険料等）、使用料及び賃借料、その他補助事業実施に必要な経費	補助対象経費の10分の10 ただし、上限額2,418,000円

様式第 1 号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

森林公園等を活用した誘客促進事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、森林公園等を活用した誘客促進事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称 森林公園等を活用した誘客促進事業費補助金
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額 ¥
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書 (様式第 1 号の 2)
 - (2) 収支予算書 (様式第 1 号の 3)
 - (3) その他必要な書類

様式第1号の2

事業計画書

1 事業の名称

2 事業の概要

3 実施期日

4 実施スケジュール

5 その他

様式第1号の3

収支予算書

(単位：円)

収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
計		計	

様式第2号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

森林公園等を活用した誘客促進事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、森林公園等を活用した誘客促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第3号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

森林公園等を活用した誘客促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、森林公園等を活用した誘客促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書（様式第3号の2）
- 2 収支決算書（様式第3号の3）
- 3 その他添付書類

事業報告書

実施期日	事業内容	事業実績	備考

収 支 決 算 書

(単位：円)

収 入 の 部		支 出 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
計		計	

(申 請 者) 殿

山梨県知事

森林公園等を活用した誘客促進事業費補助金交付決定通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった森林公園等を活用した誘客促進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和〇年〇月〇日付けで申請のあった〇〇〇事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和 5 年 1 月 31 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

森林公園等を活用した誘客促進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった森林公園等を活用した誘客促進事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現 金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名

預金種別 (当座・普通)

口座名

No.

様式第6号

番 号
令和 年 月 日

(申 請 者) 殿

山梨県知事

森林公園等を活用した誘客促進事業費補助金額の確定通知書

令和〇年〇月〇日付けで実績報告書の提出があった森林公園等を活用した誘客促進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）第13条の規定により、次のとおり交付額を確定したので通知します。

確 定 額 金 円